

明治二十二年八月十五日

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆

108 司法省正則法律学卒業者中学士の称号を得ざる者無試験

代言免許の件請議

〔明治二十二年八月〕

司法書記官へ照会案

司法省代甲第三一二号

(注記1)

(谷森)(多田)

印 印

無試験代言免許ノ儀ニ付請議

司法省ニ於テ正則法律学ヲ卒業シ学士ノ称号ヲ得タル者ハ明治十七年判事登用規則施行以來其取扱ニ準シ大学ニ於テ法律学ヲ卒業セシ者ト同シク無試験ニテ代言ヲ免許シ来リ又変則法律学

本月廿七日閣議ニ提出相成候無試験代言免許ノ件請議書中正則法律学卒業者ノ中其品位ノ劣リシヨリ学士ノ称号ヲ得サ(ル)〔リ〕シ者云々ト有之候処右品位ノ劣リシトハ何等ノ廉ヲ指シタル義ナルヤ且右等ノ輩ハ何名程有之候哉承知致度此段及御照会候也

卒業者ハ明治十二年中旧太政官ヘ伺定ノ者ナルニ因リ明治廿年以來是亦無試験ニテ代言ヲ免許シ来リ候処前正則法律学卒業者

内閣書記官

ノ中其品位ノ劣リシヨリ学士ノ称号ヲ得サリシ者数名有之右輩

(谷森)

(注記4)

ハ其学士ノ称号アル者ト同シク判事登用規則ニハ照準シ難キ筋

司法省代甲第三五五号

(谷森)

印

ト存スレ氏之ヲ変則法律学卒業者ニ比スレハ其上二位スルコト

本月二十九日付送第二一一号ヲ以テ請議事件中卒業者品位云々ノ廉御照会ノ趣致了承候右品位ノ劣リシトハ学期得点他ノ者ニ劣

勿論ノ儀ニテ元ヨリ卒業者ニハ相違モ無之者ニ付是亦大学ニ於

リ候儀ニ有之因テ卒業証書ハ授与セシモ学士ノ称号ハ他ノ者ノ比較上ヨリ之ヲ許サ、リシ者ニシテ右人員ハ總テ四名ニ有之候

テ法律学ヲ卒業セシ者ニ準シ試験ヲ須ヒス代言ヲ免許シ可然存

条此段及御回答候也

候得共一応請閣議候也

明治二十二年七月卅日

明治二十二年七月廿七日

司法書記官 出浦力雄 印

司法大臣伯爵 山田顯義

内閣書記官

御中

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆殿

内閣書記官

御中

本件ハ差掛リタル儀有之ニ付早々議決相成度候也

内閣書記官

御中

無試験代言免許ノ件請議ノ通

内閣総理大臣 花押

内閣書記官長

(注記3) (注記2)

(注記7)

(注記5)

司法大臣伯爵 山田顯義

内閣書記官

内閣書記官

無試験代言免許ノ件請議ノ通

内閣総理大臣 花押

内閣書記官長

各省大臣

外務 <small>(大隈)</small> 印	大蔵 <small>(松方)</small> 印	海軍 <small>(西郷)</small> 印	文部 <small>(榎本)</small> 印	通信 <small>(後藤)</small> 花押
内務 <small>(松方)</small> 印	陸軍 <small>(大山)</small> 印	司法	農商務	

司法大臣請議同省正則法律学卒業者中学士ノ称号ヲ得サリシ者無試験代言免許ノ件

別紙司法大臣請議同省ニ於テ正則法律学ヲ卒業シ学士ノ称号ヲ得タル者及変則法律学卒業者ハ試験ヲ須ヒス代言ヲ免許シ来リタル処右正則法律学卒業者中学期得点他ノ者ニ劣リタル為メ卒業證書ハ授与セシモ学士ノ称号ヲ許サ、リシ者四名有之然ルニ右ノ者ハ之ヲ変則法律学卒業者ニ比スレハ其上位ニ在ル勿論ニシテ卒業者ニハ相違無之ニ付試験ヲ須ヒス代言免許ヲ与ヘ可然哉ノ件ハ別ニ不都合ノ筋無之ニ付請議ノ通決議可相成哉閣議ニ供ス

指令案

無試験代言免許ノ件請議ノ通

(朱書)  
〔明治廿二年八月十五日〕  
(山田) 印

(朱書)  
参照

○十二年四月司法卿伺

東京大学法学部ニ於テ法学卒業ノ者ハ代言人規則第二条中第一第二第三項ノ検査ヲ要セス免許状授与ノ義別紙ノ通文部大輔ヨリ照会有之右ハ尤ノ次第二付前段法学卒業ノ者ハ検査ヲ要セス代言免許状授与致シ可然且当省ニ於テ即今法律学就業ノ生徒モ卒業ノ上ハ時宜ニ依リ試験ヲ要セス代言免許状授与致シ

度云々

伺之趣聞届候事 十二年五月七日

○二十年十二月 司法省訓令第二十六号

司法省変則法学生徒卒業者代言営業ヲ出願セシトキハ代言人規則第廿七条第廿八条ニ関セス免許状ヲ授与スヘキニ付出願ニ際シ卒業證書ヲ検査シ其写ヲ願書ニ添ヘテ進達スヘシ

第廿七条 出願定月 二月八月各上半ヶ月ヲ以テ限リト為ス  
第廿八条 試験ノ科目 民事ニ関スル法律 刑事ニ関スル法律 訴訟手續 裁判ニ関スル諸規則

○判事登用規則 十七年百一十号太政官達

第一条 判事ニ登用スルハ法学士代言人及試験ヲ行ヒ及第シタル者ニ限ルヘシ

〔注記1〕

(飯田) 山田  
印・印

〔注記2〕

〔二十六〕 (簿冊内件名番号)

〔注記3〕

〔甲三七二〕

〔注記4〕

(山田) 印

〔注記5〕

〔司甲三七二〕

〔注記6〕

(山田) 印

〔注記7〕

〔済〕

〔公文類聚 第十三編 明治二十二年  
第五十九卷〕 2A, 11, ④44